

手数料の返戻及び、返戻の適用外

採用した人材が退職した場合に於いて、求人者は以下の通り手数料の返戻を請求できるものとする。

1. 採用後1か月未満で退職した場合、紹介手数料の80%を返金する。
2. 採用後3か月未満で退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
3. 採用後6か月未満で退職した場合、紹介手数料の20%を返金する。

但し、以下の事由で退職した場合は、求人者は返戻請求を行う事はできない。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やけがが原因となり退職した又は、勤務継続が不可能となった場合及び、死亡による退職。
3. 天災事変等、やむを得ない理由により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由（整理解雇等）により就業できなくなった場合。

常用目的紹介における有効契約紹介期間中の退職及び、常用雇用紹介後の退職については、求人者は返戻請求を行うことができない。

有限会社 湯島サービスクリエート